

# 東京都公衆浴場対策協議会 (第20次協議会 第1回)

平成29年2月10日(金)

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後3時00分開会

○宮永課長 それでは、定刻になりましたので、第20次第1回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

申しおくれましたが、私は事務局を務めております生活安全課長の宮永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着席にて失礼させていただきます。

ただいま協議会委員18名中14名の委員の方に御出席いただいております。

協議会の開催に必要な定足数に達していることを御報告申し上げます。

東京都公衆浴場対策協議会委員の任期につきましては、2年と定められておりますことから、このたび、第20次協議会をスタートいたしました。

本日は、その第1回会議となりますことから、協議会会長が指名されるまで私が進行を務めさせていただきます。

まず、初めに、本日の会議の公開につきましてお諮りいたします。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8で、「協議会等が非公開と決定した場合を除き、会議は公開で行うものとする」と規定しておりますことから、本日の会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮永課長 ありがとうございます。

また、本協議会の議事録及び配付資料につきましては、生活文化局消費生活部のホームページ「東京暮らしWEB」に掲載いたしますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、第20次協議会委員に御就任いただきました委員の方々を御紹介させていただきます。

お配りしております協議会委員名簿をごらんください。

最初に、学識経験者委員の皆様を御紹介いたします。

法政大学キャリアデザイン学部教授の梅崎修委員でございます。

○梅崎委員 法政大学の梅崎です。よろしくお願いいたします。

○宮永課長 銭湯研究家の岸上ステファニー委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

独立行政法人経済産業研究所上席研究員の小西葉子委員でございます。

○小西委員 経済産業研究所の小西です。よろしくお願いいたします。

○宮永課長 日本公認会計士協会東京会常任幹事で、公認会計士の高橋克典委員でございます。

○高橋委員 公認会計士の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 宮永課長 一橋大学経済研究所教授の都留康委員でございます。
- 都留委員 都留でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 医師で、銭湯ガイドマイスターの中山美子委員でございます。
- 中山委員 ガイドマイスターの中山です。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 いらして早々恐縮でございます。青山学院大学経営学部教授の三村優美子委員でございます。

続きまして、利用者代表委員の皆様方を御紹介いたします。

東京消費者団体連絡センター事務局の池田京子委員でございますが、本日、所用により御欠席でございます。

主婦連合会参与の佐野真理子委員でございます。

- 佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 東京都民生児童委員連合会常務委員の平石昭夫委員でございます。
- 平石委員 平石です。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 東京都地域婦人団体連盟副会長の山下陽枝委員でございます。
- 山下委員 山下です。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 次に、業界代表委員の皆様方を御紹介いたします。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の近藤和幸委員でございます。

- 近藤委員 理事長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 副理事長の石田眞委員でございます。
- 石田委員 石田です。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 常務理事の村西彰委員でございます。
- 村西委員 村西です。よろしくどうぞ。
- 宮永課長 続きまして、関係行政機関委員を御紹介いたします。

墨田区副区長の高野祐次委員でございますが、本日、所用により御欠席でございます。

武蔵野市副市長の五十嵐修委員でございます。

- 五十嵐委員 五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮永課長 東京都福祉保健局長の梶原洋委員は、本日、公務により欠席でございます。

東京都生活文化局長の中嶋正宏委員でございます。

- 中嶋委員 中嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮永課長 協議会委員の皆様は、以上の方々でございます。

続きまして、事務局を担当しております職員を紹介いたします。

東京都生活文化局消費生活部長の三木暁朗でございます。

- 三木部長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮永課長 そのほか公衆浴場担当の職員が事務局を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

机上に配付しております資料をごらんください。

まず、「第20次東京都公衆浴場対策協議会委員名簿」。

「東京都公衆浴場対策協議会設置要綱」。

次回の協議会開催を決定するための「日程調整表」。

また、公衆浴場組合の封筒に入った各種資料がございます。

そして、次からが本日の会議資料となります。

まず、会議次第でございます。

1 ページの資料1が「平成29年公衆浴場対策協議会の日程（案）」。

2 ページの資料2が「平成29年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）」。

3 ページから5 ページまでの資料3が「公衆浴場入浴料金算定基準」。

6 ページの資料4が「平成29年会計調査対象浴場の選定条件（案）」。

7 ページの資料5が「平成29年会計調査対象浴場の選定条件（案）該当浴場数」。

8 ページの資料6が「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」。

9 ページから11ページまでの資料7が昨年の協議会報告でございます「平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額について」。

12ページ、13ページの資料8が「平成28年東京都公衆浴場対策協議会報告（意見）を受けた取組状況」となっております。

配付資料は以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。なお、席上の青色のファイルにつきましては、公衆浴場関係の資料集となっております。このファイルは会議終了後、回収させていただき、会議開催の都度、準備させていただきます。

続きまして、第20次東京都公衆浴場対策協議会の会長を指名いたします。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第2項では、「協議会の会長は、委員のうちから、知事が指名する」と規定しております。

この規定に基づきまして、第20次協議会会長には、前期に引き続きまして、一橋大学経済研究所教授の都留康委員にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

（都留委員、会長席に移動）

○宮永課長 それでは、都留先生には会長就任に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。なお、これからの議事進行につきましては都留会長にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○都留会長 ただいま会長の指名を受けました都留です。第20次協議会の会長をお引き受けするに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、平成19年にこの協議会の委員に就任しまして、平成21年から会長を務めております。そろそろ退任すべき時期と考えていたのですが、都から強い続投要請もありまして、引き続き会長を引き受けることといたしました。委員の皆様方の御協力をいただきながら協議会運営に当たってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

都内の公衆浴場の現状を見ますと、自家風呂の普及による利用者の減少などで毎年30軒ほどが廃業し、減少の一途をたどっております。また、最近ではスーパー銭湯や日帰り温泉施設との競合にもさらされております。このように公衆浴場を取り巻く経営環境は厳しさを増しておりますが、昨年は銭湯を舞台にしたテレビドラマや映画が作成され、また、情報番組でも銭湯が多数取り上げられるなど、業界にとって追い風が吹いた年でもありました。テレビドラマ等を作成されたということだけではなくて、浴場組合のほうも積極的にメディアに出て、銭湯の魅力をアピールする努力をしていただいたこともよく存じておりますし、敬意を表するものです。

個人的には、『昼のセント酒』というドラマが大好きで、2つの意味でうれしかったのです。1つは大きな部分のうれしさで、もう一つはささやかなうれしさなのです。主人公はさえないサラリーマンなのですが、赤いタオルを一本持って銭湯に行く。これでもかというぐらいボディソープとシャンプーが映されるのです。そういうサラリーマンが気軽に立ち寄れるという状況が実現しつつあることが、そういうテレビドラマでも紹介されたのは、とても喜ばしいことでした。もう一つ、ささやかなうれしいことは、きょうは御欠席ですけども、最終回にステファニー委員が出演されておまして、これも同じ委員としてうれしかったことであります。

そういうわけで、基本的にはインバウンド消費等の拡大とか外国人の来日客の増大などで、銭湯に対して追い風が吹いているわけですので、ぜひこの機会を利用して引き続き頑張っていたきたいと考えています。

しかし、昨年は物価上昇等により都民の家計負担がふえていること、公衆浴場が収益増を図るさまざまな取り組みがなされているわけですが、業界全体の取り組みとなるとまだ一層の努力の余地があるのではないかとこのことを考慮いたしまして、前回については統制料金を据え置く結論に至りました。この協議会の主な役割は知事の依頼を受けて、入浴料金統制額について検討を行うことですが、浴場経営のあり方についても、双方の委員の皆様と議論をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の挨拶とさせていただきます。

それでは、これから会長として議事を進行させていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第4項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と規定しています。

この規定に基づいて、第20次協議会の会長代理につきましては、前期と同様、法政大学キャリアデザイン学部教授の梅崎委員を指名したいと思っております。

梅崎委員、よろしいでしょうか。

○梅崎委員 よろしく申し上げます。

○都留会長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○都留会長 次に、本日の協議会では、知事から「平成29年公衆浴場入浴料金統制額」に

ついて、検討依頼を受けることになっています。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○宮永課長 本協議会への検討依頼につきましては、知事にかわりまして、本協議会を担当しております中西副知事から都留会長に対し、検討依頼を行いたいと思います。

中西副知事、よろしくをお願いします。

○中西副知事

28生消生第481号

東京都公衆浴場対策協議会

下記の事項について検討を依頼する。

平成29年2月10日

東京都知事 小池百合子

## 記

### 平成29年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

○都留会長 かしこまりました。

○中西副知事 よろしくお願ひいたします。

(中西副知事から都留会長へ手交)

○都留会長 それでは、中西副知事より御挨拶をいただきます。

○中西副知事 東京都副知事の中西でございます。第1回「東京都公衆浴場対策協議会」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変御多忙のところ、本日御出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日の公衆浴場は都民の健康の維持と適正な公衆衛生水準の確保に必要な場としてだけでなく、幅広く地域住民の交流拠点の場となることが期待されてございます。さらには、東京2020オリンピック・パラリンピックを控えまして、今後増加する訪日外国人に銭湯を知ってもらふ絶好の機会と捉え、入浴文化や銭湯の魅力を国内外に広める取り組みをさらに進めていただくことが求められているところでございます。公衆浴場業界の皆様方には、こうした大きな期待にしっかりと応えていただきたいと私どもとしても考えているところです。都といたしましても、公衆浴場のさらなる振興に向けた取り組みに対しまして、これからも積極的に支援していきたいと考えております。

先ほど、都留会長に平成29年の公衆浴場入浴料金統制額につきまして、知事にかわりまして御審議をお願い申し上げます。入浴料金統制額は知事が入浴料金の最高限度額を指定いたしますことから、浴場経営や利用者負担に直接影響を与える極めて重要な決定事項でございます。最近の都内公衆浴場の状況を見ますと、自家風呂の保有率が100%近い状況となる中、利用者の減少、設備の老朽化、後継者不足による経営者の高齢化などのさまざ

まな問題を抱えており、厳しい経営環境の中にあると承知しております。

一方で、最近の我が国の景気動向は緩やかに持ち直してはいるものの、個人消費は依然力強さを欠いており、多くの都民や中小事業者にとりましては先行き不安の状況が続いております。さらにことし4月に予定されておりました消費税率の引き上げも再延期をされました。委員の皆様には、大変難しい御判断をお願いすることとなりますが、専門的な見地から幅広く御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○都留会長 どうもありがとうございました。

ただいま平成29年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、知事から検討依頼をされました。

この協議会におきまして、審議をしてみたいです。なお、中西副知事は所用により退席されます。ありがとうございました。

○中西副知事 失礼いたします。よろしくようお願い申し上げます。

(中西副知事退室)

○都留会長 それでは、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず、議事の(1)「平成29年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、1ページの資料1をごらんください。平成29年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れについてお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しておりまして、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところでございます。そして本日、第20次協議会に対し、知事から平成29年公衆浴場入浴料金統制額の指定について検討をお願いしました。本日の協議会では、後ほど議題となります入浴料金の算定方法、会計調査対象浴場の選定などについて御審議いただきまして、その決定を受け、標準的な浴場40軒程度を対象に詳細な会計調査を実施いたします。

第2回対策協議会は、4月6日から4月17日までの間に開催したいと考えております。審議事項は会計調査の中間報告、統制額の改定等に対する各委員の意見及び要望の表明と聴取、検討報告案を起草するための小委員会の設置について予定しております。

その後、会計調査結果の取りまとめが終わる5月8日から5月12日までの間に協議会報告案を起草するための小委員会を開催いたします。なお、小委員会は学識経験者委員をもって構成するとされております。

第3回協議会は、5月22日から5月26日までの間に開催したいと考えております。審議事項といたしましては、小委員会で取りまとめた報告案を審議、決定していただき、知事に報告書を提出していただきます。都は協議会報告書を受領した後、同日、協議会報告について報道発表を行います。その後、統制額の指定について知事決裁を受け、改定を行う場合には東京都公報で告示を行うスケジュールとなります。

以上が、今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。御発言の際にはお近くのマイクをお使いください。

今回も資料1で、第1回協議会、第2回協議会、小委員会、第3回協議会の具体的な日程の期間も明示されておりますので、それを含めて何か御意見等があればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、今後の協議会の開催日程につきましては、事務局の説明内容に沿って進めていくことといたします。

この日程調整の件は、事務局からお知らせがありますか。

○宮永課長 この後、最後でお知らせしたいと思います。

○都留会長 ありがとうございます。

続きまして、議事の(2)「平成29年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」事務局から説明をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、2ページの資料2をお開きください。「平成29年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、その基本的考え方、算定手順を定めたものでございます。

まず、「1 入浴料金統制額の指定」でございますが、入浴料金の統制額は物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者は知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

「2 入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に適正な事業報酬を加えた原価が、総収入と見合うように料金を設定いたします総括原価方式を用いることとしております。

「3 入浴料金統制額の算定手順」でございますが、「(1) 会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

「(2) 会計調査の実施」は、(1)で選定いたしました浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査、分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに平成28年の平均収支実績表を作成いたします。

「(3) 収支推定表の作成」は、上記(2)で作成した平成28年の収支実績表の数値を基礎にそれぞれの収支科目ごとに平成29年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。

「(4) 入浴料金統制額の算定」は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出し、料金を算定することとしております。

次に、3ページの資料3「公衆浴場入浴料金算定基準」をお開きください。これは、公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準につきまして本協議会が定めたものでございます。

第1条及び第2条では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

第3条は、原価計算期間は、事業年度を単位として、将来の1年間とすること。

第4条は、人件費、用水費及び光熱費など営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しております。

4ページの第5条から第7条までは、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第8条では原価計算表と経費内訳について規定しております。

5ページをお開きください。この表は先ほど御説明いたしました公衆浴場入浴料金算定基準の第8条で規定いたします原価計算表の様式で、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。

表中の科目欄は、「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までが「収益合計」を算出する科目となっております。

「5 人件費」から「19 建物再調達費」までが費用合計を算出する科目となります。

「20 収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。「20 収支差」に「21 事業報酬」を加えて「過不足額」を算出いたします。

最後に「過不足額」を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。

表右側の推定欄につきましては、平成28年会計調査による実績値をもとに平成29年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。

「実績」と記載しているものにつきましては、平成29年の推定額は平成28年の会計調査の実績値を横引きすることになります。

「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、平成28年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して、算定することになります。

以上で、資料2と資料3の説明を終わります。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

確認ですが、これは昨年の計算方法と同じだと考えてよろしいのですね。

○宮永課長 はい。

○都留会長 何かございますか。

よろしいようでしたら、「平成29年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」は、ただいまの説明内容に沿って進めていきたいと思っております。それでよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

次の議事に入ります。

「平成29年会計調査対象浴場の選定条件について」事務局から説明をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、6ページの資料4をごらんください。会計調査を実施する浴場の

選定方法について御説明いたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず、「1 燃料」につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用、またはそれらの併用であること。

「2 排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

「3 用水」につきましては、上水専用または上水井戸水併用であること。なお、原則として、併用比率は上水50%以上といたします。軒数は上水1%~49%のほうが多く多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が前年度の実績をもとに翌年度の推定を行うものになりますので、この条件を踏襲したいと考えます。

「4 収入階層」につきましては、入浴料金収入が1,100万円以上、2,600万円未満であることを条件としております。

次に7ページの資料5をごらんください。これはただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、平成28年9月に実施いたしました公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものでございます。網かけの部分が選定条件に該当する浴場でございます。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答548軒のうち左の「燃料条件」でございます木材等の「雑燃」を使用していない浴場は403軒となっております。

「排水条件」でございます公共下水道利用の浴場は403軒、このうち「用水条件」でございます上水50%~100%が137軒、そして、右側の収入階層条件でございます「入浴料金収入条件」が1,100万円以上2,600万円未満の公衆浴場は93軒となっております。こうして絞り込みました、全ての条件を満たす93軒の中から40軒程度を調査対象浴場として選定してまいります。

以上で説明を終わります。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

この選定条件も従来と同じ選定条件ですが、この方式で調査すると、どうしても欠けてしまう浴場が発生するわけですが、そこは他で埋めるという。

○宮永課長 基本、昨年度とうまく合うようにしていきたいとは思いますが、埋まらないところにつきましては、この条件に合った同程度のものを選定したいと考えます。

○都留会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

よろしければ、「平成29年会計調査対象浴場の選定条件について」は、ただいまの事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思っております。改めてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

次に、議事（４）「平成29年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。これにつきましては私から提案をさせていただきたいと思えます。

統制額算定の基礎になる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などをもとにそれぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者委員で公認会計士の高橋委員にお願いできればと思えますが、よろしいでしょうか。

○高橋委員 今年から担当させていただきます。よろしく申し上げます。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、会計調査の実施につきましては高橋委員にお受けいただきますが、よろしいですね。

（「はい」と声あり）

○都留会長 ありがとうございます。

次に報告事項に入ります。

報告事項は、２件ありますが、一括して説明をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、資料８ページの資料６をお開きください。都内公衆浴場数の現状と入浴料金統制額の改定状況につきまして掲載しております。

上段「１ 都内の公衆浴場数等の推移」をごらんください。都内の公衆浴場は昭和43年の2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっており、昨年12月末現在で602軒となっております。このうち区部に所在する浴場数は548軒、市部は54軒となっております。

「利用人員」の欄をごらんください。１浴場１日当たりの平均利用者数を記載しておりますが、昭和43年には１日平均530人の利用がありました。自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人前後で推移しております。なお、平成28年につきましては現在調査結果の集計中でございます。

「自家風呂保有率」の欄をごらんください。総務省が５年に１回実施しております「住宅・土地統計調査」の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最多であった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と５割に満たなかったわけでございますが、その後、割合はふえ続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在都民のほとんどは自宅で入浴できる環境となっております。なお、平成25年に実施された総務省の「住宅・土地統計調査」では、自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以後、統計がございません。

矢印の下、「区市別公衆浴場数」をごらんください。平成28年12月末現在の浴場数を区市別に見たものでございます。都内の公衆浴場の９割以上は23区内にございまして、全ての区に所在しております。このうち浴場数が最も多い区は大田区の42軒、次いで江戸川区の41軒、足立区の36軒と続いております。一方市部につきましては、ごらんのように浴場数が多い府中市でも５軒にすぎない状況となっております。公衆浴場が１軒もない市は青梅市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市の６市となっております。また、全て

の町村にも公衆浴場はございません。

下段の左「2 東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」をごらんください。昭和63年から平成26年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を記載しております。直近の改定は、消費税率が5%から8%に引き上げられました平成26年に3%の消費税相当額10円を大人料金に反映した料金改定を行ったところでございます。なお、平成27年、平成28年につきましては料金改定は行わず、据え置き措置を講じております。

次に9ページの資料7をごらんください。こちらは今年の協議会報告全文を掲載しております。その内容を簡単に御説明いたします。

「1 入浴料金統制額の試算結果」から「2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項」、また、「3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論」までは、平成28年入浴料金統制額に関する検討内容と「統制料金を据え置くことが適当である」との本協議会の結論について述べております。

10ページは、「4 協議会意見」となっております。公衆浴場業の将来的発展に向けて、4項目にわたる協議会意見を述べております。第1は浴場施設内の禁煙化、無料で使えるボディソープやシャンプー等の浴室への常備を推進すること。

第2は、外国人や若者など新規利用者を掘り起こすため、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を、銭湯を知ってもらふ絶好の機会と捉え、日本の入浴文化や銭湯の魅力を国内外に伝える取り組みをより一層積極的に進めること。

第3は、公衆浴場の中には独自の経営努力により利用者増、収益増を図っている浴場もあるが、まだ一部の浴場に限定されていることから浴場業界全体で創意工夫を凝らした取り組みにより利用者拡大を図っていくこと。

第4では、公衆浴場が地域の拠点施設として、その社会的役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業の実施、施設の耐震化、使用燃料のクリーン化に積極的に取り組むことなど、4項目について協議会として意見を表明しております。

11ページにつきましては、平成28年の「公衆浴場入浴料金原価計算表」でございます。ここまでが今年の協議会報告の全文となっております。

12ページの資料8をお開きください。こちらの資料はただいま説明いたしました今年の協議会報告の中で、意見として表明された4項目につきましては、その後の取り組み状況をまとめたものでございます。それぞれの項目につきましては、私どもから浴場組合に対し、聞き取りをいたしました実施状況を御説明させていただきまして、後ほど浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

第1の項目、施設内の禁煙化、無料で使えるボディソープやシャンプー等の常備につきまして、施設の禁煙化または分煙を行っている浴場は昨年9月1日時点で全体の99.8%となっております。浴場組合では100%を達成するため、引き続き取り組みを行うこととしております。無料で使用できるボディソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、昨年9月1日時点で74%までに増加してきており、着実に促進が図られているところ

でございます。

第2の項目、「銭湯の魅力を国内外に伝える取組の積極的推進」につきましては、平成27年4月から浴場組合はホームページを全面的にリニューアルいたしまして、多言語化を図るとともにSNSを活用した銭湯情報の発信を開始いたしました。それらの実績を掲載しております。

次に13ページをごらんください。第3の項目「利用者拡大を図る取組事例」につきましては、この間、浴場組合におかれましては次々と新しい取り組みを進めてきており、そのうちの一部を掲載しております。

まず「銭湯サポーターフォーラム2016」は、浴場の利用促進に向け、銭湯の応援団である銭湯サポーターと浴場組合の交流促進等を目的に開催いたしまして今回が2回目となります。昨年10月9日に開催され、246名という大勢の方々に参加いただきました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が今後協力、連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としても、こうした取り組みを支援してまいります。

また、今年度「銭湯入門塾」として、外国人や若者など銭湯未経験の方をターゲットに銭湯の魅力を発信するイベントが2回開催されました。1回目は11月5日に江戸東京博物館を会場に博物館の研究員に「江戸の町づくりと銭湯の役割」をテーマに講演いただきました。2回目は11月10日、都内のある銭湯内で「落語で読み解く銭湯の魅力」と題しまして、落語家による銭湯にちなんだ落語の実演ですとか銭湯見学会、入浴体験などが実施されました。いずれの会も大変好評だったと聞いております。さらに、「WELCOME to SENTO」のステッカーを作成し、銭湯の入り口付近に貼り出しまして外国人利用者の増加を図ったり、経営のアイデア集の第2弾を作成し、成功事例を業界全体で共有したりしていらっしゃる、利用者の拡大を図るといった努力をされているところです。

最後に、第4の健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保、また、バリアフリー化を図るため、昨年4月1日から12月末までの間に施設の建てかえや大規模改修を行った浴場は4軒となっております。なお、こうした施設の改築または改修には多額の資金を必要とするところから、都ではこれらの経費の一部について助成を行っているところでございます。

浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。施設の耐震化を図った浴場は14軒、使用燃料を重油や廃材などから都市ガスに転換した浴場は4軒、ガスバーナーやガスボイラーを高機能機器に更新した浴場は22軒、照明器具のLED化を図った浴場は9軒、コージェネレーション設備を導入した浴場は1軒となっております。

以上で資料の説明を終わります。

○都留会長 どうもありがとうございました。

資料8は、左側に協議会意見が書いてあり、右側にその成果がどうであったのかということが書いてある非常にわかりやすい表かと思います。これにつきまして、浴場組合として補足説明がありましたらお願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

今、大変詳しく宮永課長のほうから御説明いただきましたので、詳しい内容につきましてはオミットさせていただきまして、その成果というのですか、どれだけ効果があったのかというところ、あるいはこれからこうしていきたいというところを発表させていただきたいと思います。

1番目の禁煙化については、99.8%ということではほぼ100%に近い。2020年に向けて、厚生労働省も禁煙ということですので、もう少しなのですが、これを100%にしたいと我々は努力をしております。

ボディソープにつきまして、平成25年の12%が今は74%まで上がりました。先ほど都留会長の話にもありましたように、非常に若い方あるいはお年寄りの方がいらしたときに便利だなというところがあります。実際に私も「中に備えつけてありますよ」と言うと「ありがとうございます」と逆にお礼されるぐらいなので、これからも引き続き努力をして、取り組みをしたいと思っております。

2番目がSNSを通じまして、銭湯を国内外にPRしたいということで、現在銭湯サポーターという方々がおります。銭湯サポーターとは銭湯を応援する方々で、いろいろな魅力をついッターやフェイスブック、インスタグラムといったもので発表してもらっております。これが現在2,400名という非常に大きな存在になっておりまして、こんな中でいろいろやっていただいております。こういうことを含めまして私のほうにこのような巻物の手紙がまいりました。これは埼玉県所沢市に住んでいる小学校4年生のお子さんが、私は大田区なのですが、そこへお父さんと2人で来られまして、銭湯大使になりたいと、私のところへ直談判にいらっしゃいました。巻物の手紙の中身を見ますと「銭湯が大好きで、銭湯を広げたいので銭湯大使にしてもらえませんか。」と書いてありまして、これを小学校4年生が書いたということでもすごいと思います。もしよかったら。(と巻物の手紙を委員に回覧する。)

銭湯大使というのは日本銭湯文化協会が認定しますので、私のほうではタッチできないので、申請を上げる形でやっていきたいなと思います。子供銭湯大使というのも子供たちから上げてもらうということは、子供たちが銭湯を認識してくれれば私たちの将来もあるということで非常にありがたい話だなと思います。

それから、銭湯復興アイドルという女性も私のところへ直接来ていただきました。彼女はSNSのフォロワーが1万2,000人もいらっしゃるのです。この方が何か銭湯の情報をSNSで発信してくれると1万2,000人の方が読んでくれて、銭湯に対してすごくいい評判を広めてくれる。またあるときは英語を教えている方が私どもに何かのお手伝いをしたいので、

銭湯にかかる言葉等を英語に翻訳するのだったら無料でやりますというお申し出もいただきました。本当にありがたい話でもうじき2年になるのですけれども、我々の訴えていることが非常に世間の皆様から愛着を得たりあるいは応援してもらえたり、追い風になっているのかなという実感がいたしました。

3番目のところにつきましては、創意工夫を凝らしたことでございまして銭湯サポーターフォーラム、会場が200人と少ししか入れませんので、2,400人の銭湯サポーターの方々から、応募していただいて開催しました。銭湯絵師、丸山さんに銭湯の背景画を描いていただいたり、それをプレゼントで配ったり、あるいは江戸時代からの歴史をひもといてレクチャーをしたりといったことをさせていただき交流を深めました。

それから、外国の方にもいろいろ銭湯を理解してほしいということで、できれば私は「SUSHI」「SUMO」と同じように「SENTO」を世界語にしたいと思ひまして、ステッカーをつくりました。今月、東京都内の全部の浴場さんにお配りをしております。これを店頭に貼っていただきまして言葉がしゃべれなくてもおもてなしをしますよ。ポスターもありますし、指さし案内マニュアルもつくったものがありますので、そこで何とか対応してもらおう。

あるいは今翻訳アプリで24カ国語の対応もできますので、アプリのできる場所はこれで対応してもらってもいいのかなと思っております。こういったことで、銭湯が世界の中の何かに位置づけられればいいのかなと思って頑張っております。

いろいろな創意工夫なのですが、皆さんのお手元にある中で、こちらは東京都とコラボさせていただきました東京マラソンのランニングマップの中に銭湯のPRも入れてもらっております。こんなところあります。

これとは別に、資料はないのですけれども、東京都が「Tokyoウォーク」と題し、年5回ウォーキングを都内でやりますけれども、それにつきましては、当日はウォーキングしたら東京都浴場組合加入の全600軒で400円で入浴できるというところで協力をさせていただいています。スポーツと銭湯は欠かせないものでございまして、それに関連しましてこういう黄色い冊子があるのですが、これがHSP、ヒートショックプロテインと言ひまして、銭湯へ入って体温を上げますとたんぱく質が上がって、体の修復あるいは美肌、健康にいいのですよというのを科学的に証明したことで、NHKの番組でも紹介され、かなり評判を得ているものでございます。このようなところも出しました。それからこれも同じように「長生きしたけりゃ銭湯だぜ！！」というチラシもつくり、裏には外国人向けに、銭湯は健康にもいいよ、という内容を英文で掲載しております。

近々の話なのですけれども、外国人ということが出ましたので来週2月18日になるのですけれども、このように羽田国際空港のロビーに小江戸という場所があります。そこで東京都浴場組合あるいは大田区の浴場組合、全国浴場組合でこれを世界に発信するというところでやります。そして、ゆっぽくんというキャラクターを昨年10月10日につくりまして、ゆるキャラなのですけれども、ゆっぽくんのグッズあるいは着ぐるみもつくりましたので、羽田国際空港でも出演をして、新しく去年できた大田区の公式キャラクター「はねびよん」

とコラボしてやりたいなというところで盛り上げていきたいと思っております。

創意工夫の中で、お手元にこういう冊子があると思えますけれども、ことしは私が銘打って「銭湯ルネサンス」と言っております。どういうことかといいますと、銭湯の革命、再編をしていかなければいけない、大改革をしていかなければいけないと思っております。もちろんその中では、歴史や文化、銭湯が持っている潜在的能力がたくさんあります。地域力あるいは地域の核として何ができるのだろう。もう一つは、我々の業界の内輪の意識を変えるべきだなというところで、我々はこれからそういった改革をしていきたいと。その結果、1軒でも廃業が少なくなるようにしたいと思っております。

その中で、この冊子、浴場経営のアイデア集第2弾をつくりました。これは昔でしたらいろいろなアイデアでお客さんを集客したら、隣のお風呂屋にうちのお客をとられるといった考え方があるのですが、それは全く逆であって、浴場業界が全部いい経営をしていかなければ、こんな変な風呂屋もあるのだな、460円を払ってもだめではないかと言われるようなお風呂屋が1軒でもあったらマイナスになりますので、ぜひお客さんが喜んでもらえているお風呂屋さん、あるいは工夫をしているお風呂さんをこのようにまとめてみました。まだまだあるのですが、第1弾、そして第2弾をただつくっただけでは全く意味がありませんので、これを理事会、幹事会、組合員の方々に説明をして、さらにそれを全組合員に波及してもらうことが大事だと思っております。

あと、4番目のところにつきましては、私は3代目ですが、今、若い4代目とか継がれている方々は非常に意欲がありまして、健康増進型あるいはスーパー銭湯に負けないぞということで一生懸命直して、設備を上げているところもあります。そういうところはやはりお客さんもこちらのほうへ向いていただいているなと思っております。

その他に、こちらにあります「高齢者等を支える地域づくり協定」と言いまして、私は2年ほど前から一生懸命このように手首にベルトをしていますけれども、これは高齢者の認知症サポーター、私も66歳になりましたので登録しました。登録するとこんな、キーホルダーをいただきまして番号がつけます。私がもし認知症でどこかで倒れたり、道がわからなくなったときにこれがあると、家とか住所、血液型、持病がわかるようになっていきます。こういったことも非常に大事なことで、もっともっていろいろな面で高齢者の方を見守ることが非常に大事なことでという話をしましたら、東京都がこちらの「高齢者等を支える地域づくり協定」を結びましょうということで先月協定を結ぶことができました。この協定を結ぶことができれば、これをバックに各支部あるいは各区が認知症サポートあるいはお年寄りの高齢者の方々に手を差し伸べる、一緒に地域をつくっていくことの後押しになるのではないかなというところで我々も進めております。

あと、この冊子は「1010」と書いて「銭湯」と読みます。銭湯誌なのですが、この中に書いてあるのが先ほどの銭湯サポーターフォーラムの中の風景でございます。このように壇上のところで江戸の文化、歴史を発表していただきまして、銭湯のつながりをレクチャーしていただき、その横で丸山絵師に富士山の絵を描いていただきました。私は挨

搦をしまして、来ていただいた方々に銭湯をアピールして、大評判だったところでございます。

「1010」の8ページは、先ほどのゆっポくんの着ぐるみなのですけれども、これは大田区の競艇場で大田区のお祭りがあるのですけれども、そこで20万人が集まるメインスタジオで私とゆっポくんがスタジオに参加をさせていただきまして、アピールをしたところが書いてございます。こういったところでも、いろいろNHKとか民放にいろいろ取り上げていただけますので、非常に最近ですけれども、銭湯に入ったことがない若い方々がスマートフォンを持ちながらここだ、ここだみたいに、結構いらしてくれています。そういう若い世代とか外国人の方がふえてきているなという印象が目に見えてわかる状況でございます。

もう一点ですけれども、皆様のお手元にはお配りしていませんが、実は、今手がけているものがあります。熊本で震災がありました。熊本は銭湯が13軒ありまして、4軒で煙突が折れたりあるいは水道が来なかったり、配管が折れてしまったことで営業できなかったのですが、残りの9軒が営業できました。そして、災害救助法の県の適用を受けました。これは翌日の午後、1日半で災害の適用を受けました。これは国のほうから言っていたのです。中央会のほうに私が電話をしまして、「我々の業界は役に立つのだから、自衛隊が来る前にお風呂が必要なからやってくれ」という話をしましたら、国から熊本県のほうに連絡が行きまして、即、災害救助法が適用されました。それがテレビなどでも放送されまして、「非常にありがたい」というお声が被災された方から出ました。

これがもし東京で起きたら、1,300万人がこんな状況になったらどうなるのだろう、我々は何ができるのだろうという思いで、去年から災害時緊急マニュアルを我々は手がけておりまして、やっと形になってきたところです。東京都と相談をしながら現実化していきたいと思っております。内容は、例えばSNSを使ってどこは営業できるのだろう、あるいは情報は伝えられるのだろう、あるいは都市ガスが来ないときにはプロパンガスでどうやったら営業できるのだろう、水道がないときは井戸水を使って、どれだけお客さんたちにお風呂が提供できるのだろうといったマニュアルを今つくっております。これも非常に大事なことなので我々が地域力になる。これも大事だと思っていろいろなことをしております。

以上、いろいろ説明して申しわけないのですけれども、これから「銭湯ルネサンス」ということでやっていきたいと思っております。

○都留会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告内容について、御質問、御意見があったらお願いいたします。

○山下委員 私、内容のことについてよくわからないのですが、4番のところで「健康増進事業等が実施できる施設の改築及び改修」ということで、浴場の改築が2軒、大規模改修が2軒ということが出ておりますけれども、こういう場合、浴場組合から補助をしているとかお金を貸し出していることはあるのでしょうか。

○近藤委員 ありがとうございます。

我々の業界というのは、非常に建物が大きいので施設の改築、改修に何千万円とか何億円というお金がかかってしまうので、補助金ももちろんありがたいことですが、資金に関しては我々の組合で東浴信用組合というものがありまして、そこから特別な金利で貸し出しをしてもらう現実があります。

もう一点が組合ではなくて、各区から補助金をいただいているところも、補助内容はそれぞれ区によって別々なのですけれども、各区も非常に銭湯がなくなっちはいけないという意識が高いので、そういったところからもいただいております。

○山下委員 それは補助金でいただいてしまえるのですか。返すことはなくてただで済ませるのですか。

○近藤委員 補助金でいただいている。そのかわり縛りがありまして、例えば10年間お風呂屋さんをやめないでくれというものがある。その前にやめたらその分を返してくれといった決まりはありますけれども、そうやって手助けをしていただいております。

○山下委員 ありがとうございます。

○宮永課長 4につきましては、都が公衆浴場に補助をしておりますそれぞれの項目について挙げておりまして、加えて、今、理事長のほうからありました融資ですとか、区市によって違いますけれども、区市のほうからも補助が出ている状況でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

先ほど、近藤委員から最近の取り組みについていろいろ御説明をいただいたわけで、内容が多岐にわたっておりますので、これについての御意見等については次回、第2回協議会の際に改めて発言の機会を設けたいと思っておりますので、今どうしてもこれだけ聞いておきたいことがなければ、議事を進行させていきたいのですけれどもよろしいでしょうか。

どうぞ。

○三村委員 一つだけ、その次のときに説明をもう少しいただくかもしれないので、最後の論点はとても大事だと思ひまして、災害とかがあったときに、そういうときになって初めてお風呂屋さんがいかに大事だということがわかる。だから、日常的には自家風呂でいいと思ひていても、そうすると、やはりそれは日常的にあれば、こういうところにお風呂屋さんがあるとか、お風呂屋さんに行くとき基本的にはこういうものがあるということを知っておくことが必要です。東京都も含めて、いろいろな形で広報でしっかりと伝えていただければいいかな。東京都のほうで東京防災とか出していらっしゃるね。もしものときはこういうことを気をつけなさいと。非常に評判がいいと聞いているのですけれども、その中にお風呂屋さんの話をぜひ入れていただければ、それを含まないと、先ほど外国の方に大変これから積極的にということはとても大事だと思ひますし、文化的な面も大事だと思ひますが、何よりも都民の生活からすると本当に大事なことがそこにあるかもしれないと感じますので、ぜひ東京都と組んでそういった形の情報発信をしていただくといいと思ひます。今、まとめていらっしゃるということでもありますので、でき上がりましたらぜひ

紹介いただき、議論させていただくのがいいと思います。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

私も、今の三村委員の発言は大事だと思いますので、もし差し支えなければこれをきょう持って帰るのではなくて、次回もう一度配付していただいて、個別の取り組みについて御意見等あるかもしれないのですが、それはどうでしょうか。

○宮永課長 もし、皆様方がよろしければ資料をきょう置いていっていただければ、私もものほうでまたお持ちいたします。

○近藤委員 あるいはお持ち帰りいただいて、次回同じものをまた用意するのはどうでしょうか。

○宮永課長 もし、組合のほうでいただけるようでしたらそうさせていただきます。

○近藤委員 そうすれば、お持ち帰りいただいて、じっくりと読んだり見たりできるのです。

○都留会長 ちょっと資源の無駄になりますけれども、きょう持って帰ると、やはり次回持って来るのを忘れることがありますので、もしよろしければ。

○近藤委員 うちのほうで同じものを用意できます。

○都留会長 特に私は個人的には、今までのサービス向上というところから公共的な役割を果たそうという新たな使命というか段階に入ってきているように思いますので、その点については都の方針とか予算とも絡みますので、一度じっくり議論したいと思いますので、そのバッジがもしかしたら物忘れのひどい私は必要かもしれませんけれども、次回もう一回配ってください。

○近藤委員 これですね。

○都留会長 そうです。

本日の議事はほぼこれで終了いたしました。何かございますか、よろしいですか。

○中山委員 きょういろいろお話を伺って、またいろいろな取り組みをされているのを知り得てうれしかったです。このシールなのですけれども、これを貼ると確かに外国の方がいっぱい来やすいと思うのですが、料金を入れていただくともっといいと思います。私の知っている銭湯にすごく興味を持っている人が私にちょこちょこと銭湯情報をくれるのですけれども、自分のいつも行っている銭湯の入り口に料金を明示したらサラリーマンの客がふえたというのです。皆さん料金がわからない。スーパー銭湯だと結構高いので、入り口まで行ったらちょっと高いからやめようかなと帰る経験を私もしているのですけれども、460円という表示をするだけで日本人の客がふえる。

それから、最近、自分がよく行っている銭湯で中国の若い女性とかに会うのですけれども、たまたまステファニーさんがテレビに出た日に来ていたので「テレビを見たから来たのか」と聞いたら、「そうではなくて、前から来たかったのだけれども、バイトで来られなかったからきょう初めて来た」と。料金のことが入り口に書いていなかったり、よく見な

いとわからなかったりすると躊躇するようだったので、料金をこれにちょっと手書きでも明示しておかれるといいかなと、せっかく貼るのだったら思いました。

○都留会長 統制額の改定の問題にも絡みますので、現在の金額はもちろん提示できるかと思えます。

○小西委員 このステッカーは、台紙の裏に書かれているメッセージがすごく重要な気がするのです。「宗教、文化、ファッション等の様々な理由で入れ墨（タトゥー）をしている方の入浴も歓迎します。」タトゥーは外国人の方で心配されている方も多いですし、日本人の方でも入れている方、心配されている方がいます。シールを貼ってしまうと、この裏の紙がごみ箱に行って、皆が見られないのはすごくもったいないなと思えます。英語でメッセージがあったりするといいですし、日本人にとっても東京都の銭湯は変わったのだというとてもポジティブなメッセージになると思うので、このステッカーの台紙もメッセージも活かせるようになるといいと思えます。

○近藤委員 こういったことも議題としてあるのです。できれば来年度の中で動画をつくって、SNS、動画サイト等も含めていろいろなところで発信していくのも一つの方法かなと思っています。その中で入れ墨の件もあるでしょうし、マナーの件もあるでしょうし、そういったものをやっていきたいなと思っています。一応来年の計画ではそれを入れていきます。

○小西委員 ヤフー等の検索サイトで、キーワードで銭湯と入れると検索候補に「銭湯 入れ墨」が出てきます。入れ墨があったら公衆浴場へ行けないのだ、温泉へ行けないのだと思っている人が多いということです。ですので、このメッセージを見て私は実はびっくりしました。このステッカーを貼っているところは入れるのだというのは、銭湯ユーザーにとっては重要なメッセージだと思います。

○近藤委員 実は、スーパー銭湯は入れ墨が入れないという掲示がほとんどなのです。我々は公衆浴場でございますので、「公衆」ですから入れ墨にかかわらず実は入れるのです。ただ一つ、地域性によっていろいろな考え方が当然ありますが、公衆浴場は問題なく入れますというところもアピールしていきたいと思っています。

○都留会長 今、小西委員が提起されている問題も含めていろいろありますので、きょうは時間の関係もありますので、まだ御質問されたい方はいらっしゃるかと思うのですが、次回議論の時間を設けますのでよろしくお願いします。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

○宮永課長 次回の協議会の会議開催につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きいたしまして、開催日を決定したいと思います。

本日、お手元に配付してございます日程表に御記入いただきまして、できればお帰りになる際に、事務局に御提出いただければと思います。もしお持ち帰りになって御記入される方につきましては、お手数でございますけれども、2月17日金曜日までにファクスで御返信いただきますよう、お願いいたします。

また、お帰りの際、エレベーターをおりた1階で、警備員から「入庁証」の確認を求められますので、事前にお配りしております「入庁証」を提示していただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○都留会長 どうもありがとうございました。

本日の会議は、これで終了いたしますが、次回の会議では、統制額の改定等について、利用者、業界代表、行政機関の各委員から、御意見及び御要望の御発言をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上で議事を終わりますが、ひとつ質問させてください。最後に先ほどの資料6で現在東京都では602軒になっているという数字が出てきましたが、もし次回可能であればこれがどれぐらいで底打ちすると。

○近藤委員 難しい。もうここで底打ちしたいぐらいですから。

○都留会長 とはいえ、老朽化とか後継者の不足というある程度顔の見える世界でもあるかなと思うので、そういう数字を公の場で言うことが難しい面があることは多々承知しておりますが、いいニュースは若干利用者がふえているのですね。

○近藤委員 若い方が若干です。

○都留会長 ですので、統制額を総合的に考えるときの参考資料として、もし可能であればあると便利です。

○近藤委員 これだけは難しいね。

○都留会長 それでは、事務方もよろしいですか。

先ほどの日程調整表は持って帰ると忘れる危険性がありますので、なるべくここで書いて置いていただけるとありがたい。もちろん日程調整が必要な方はお持ち帰りいただいて1週間以内に御返送ください。よろしくをお願いいたします。

長時間、ありがとうございました。

午後4時19分閉会